

# 計 画 書

## 霧島都市計画道路の変更(霧島市決定)

1. 都市計画道路 3・4・11号新町線を次の様に変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道との交差の構 造	
幹 線 道 路	3・4・11	新町線	霧島市 国分 姫城南	霧島市 国分 敷根 字剣崎	霧島市 国分 中央 二丁目	約 m 5,880	地表式	2車線	m 16	JR日豊本線と立体交 差 1箇所 幹線街路と平面交差6 箇所	
	内 訳		霧島市 国分 姫城南	霧島市 国分 下井 字銅田	霧島市 国分 中央 二丁目	約 m 4,700	地表式	2車線	m 16	JR日豊本線と立体交 差 1箇所幹線街路と 平面 交差6箇所	
			霧島市 国分 下井 字銅田	霧島市 国分 敷根 字剣崎	霧島市 国分 下井 字拾六	約 m 1,180	地表式	2車線	m 12		

「区域及び構造図は計画図表示のとおり」

### 理由書

国分都市計画道路3・4・11号 新町線については、平成6年3月2日に延長約5,870m、幅員16mを決定し、国分姫城南地区及び国分敷根地区、また、近年では、国分向花町地区について、順次、整備を実施している。

当該道路は「国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要幹線道との連絡及び都市内の主要施設等を結び、円滑な交通処理を行うために整備を図る」としている。

今回、整備に向けた詳細な測量・設計により、計画幅員16mを確保するための道路敷地が必要となることから、本案のとおり、当該道路敷地を拡大する区域の変更を行おうとするものである。



## 理由書

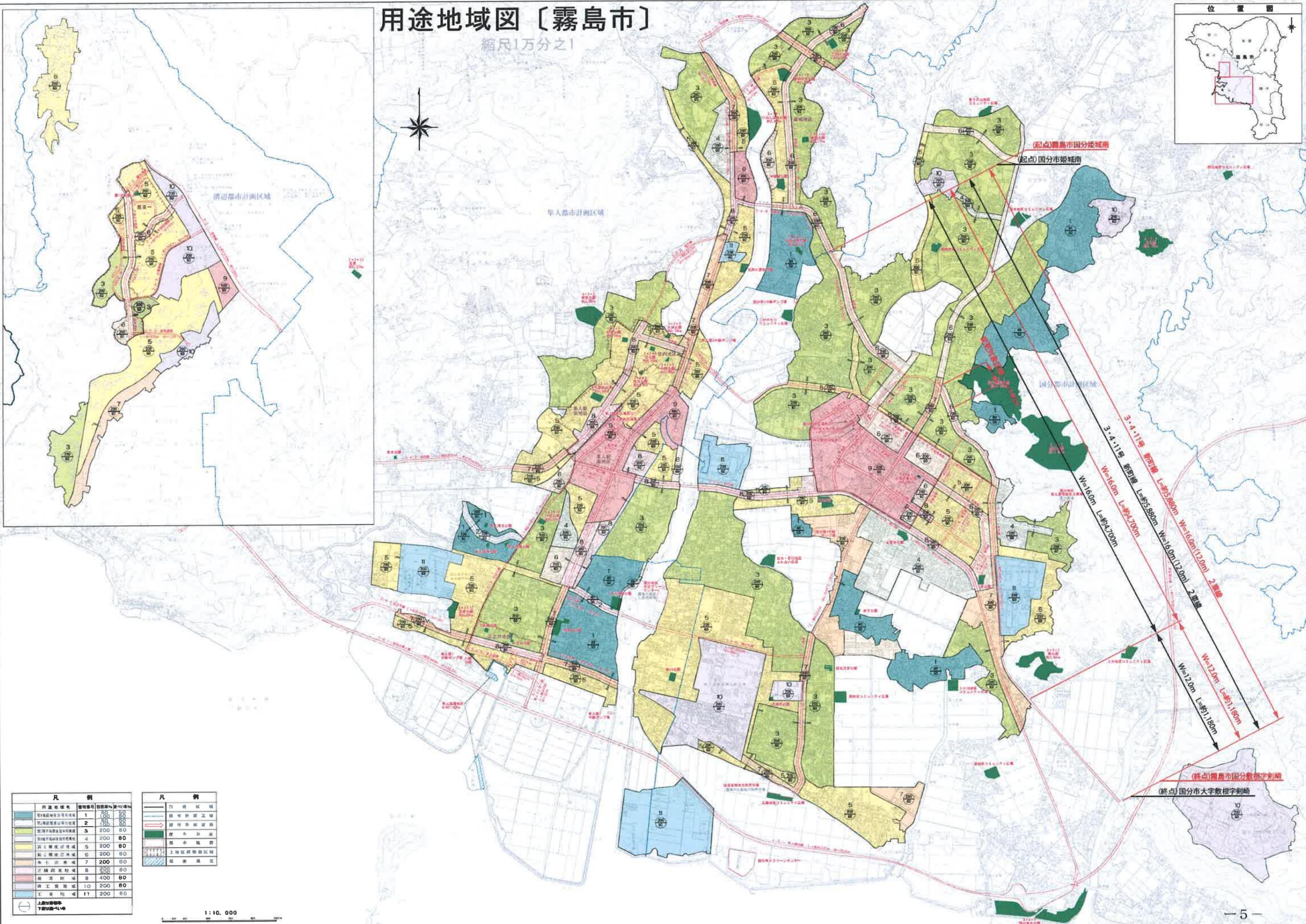
国分都市計画道路 3・4・11 号 新町線については、平成 6 年 3 月 2 日に延長約 5,870m、幅員 16m を決定し、国分姫城南地区及び国分敷根地区、また、近年では、国分向花町地区について、順次、整備を実施している。

当該道路は「国分都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「主要幹線道との連絡及び都市内の主要施設等を結び、円滑な交通処理を行うために整備を図る」としている。

今回、整備に向けた詳細な測量・設計により、計画幅員 16m を確保するための道路敷地が必要となることから、本案のとおり、当該道路敷地を拡大する区域の変更を行おうとするものである。

# 用途地域図〔霧島市〕

縮尺1万分の1



凡例	用途地域	種別	容積率	高さ制限
[Blue]	第一種住居地域	1	100	15m
[Light Blue]	第二種住居地域	2	100	15m
[Green]	第三種住居地域	3	200	80
[Yellow-Green]	第四種住居地域	4	200	80
[Yellow]	第一種工業地域	5	200	80
[Light Yellow]	第二種工業地域	6	200	80
[Orange]	第三種工業地域	7	200	80
[Red-Orange]	第一種商業地域	8	400	80
[Red]	第二種商業地域	9	400	80
[Light Red]	第三種商業地域	10	200	80
[Purple]	工業専用地域	11	200	80

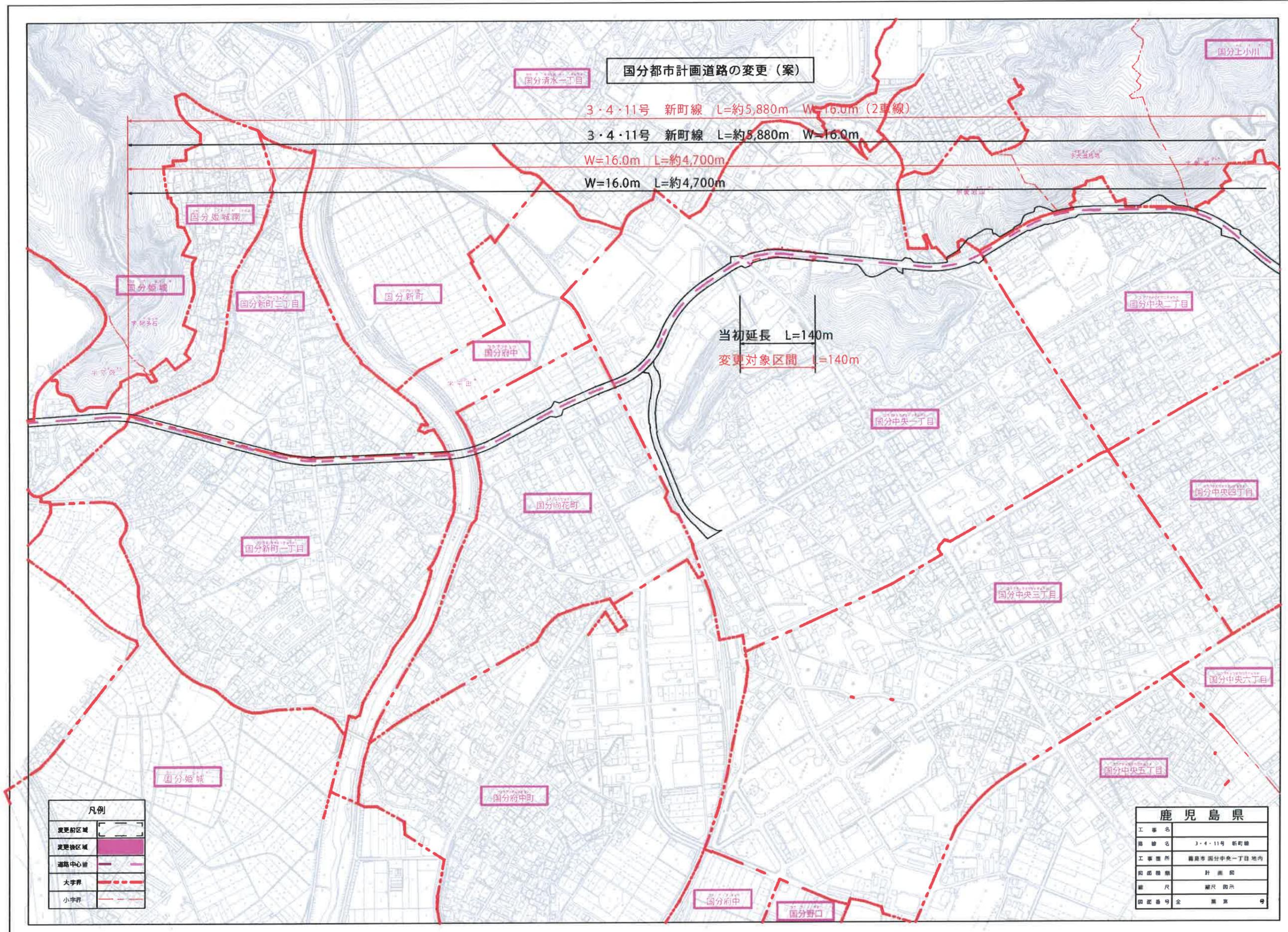
凡例	用途地域
[Red Arrow]	行政区域
[Blue Arrow]	都市計画道路
[Green Arrow]	河川
[Blue Arrow]	鉄道
[Blue Arrow]	上級河川
[Blue Arrow]	河川

1:10,000

(終点)霧島市国分大字刺崎  
(終点)国分市大字数寄字刺崎

(注) この図面は、一般図です。詳細な内容で明確でない部分もあつたので、詳細については霧島市役所都市計画課で1:500分の1の図面にて確認してください。

# 計 画 図



## 国分都市計画道路の変更(案)

3・4・11号 新町線 L=約5,880m W=16.0m (2車線)  
 3・4・11号 新町線 L=約5,880m W=16.0m  
 W=16.0m L=約4,700m  
 W=16.0m L=約4,700m

当初延長 L=140m  
 変更対象区間 L=140m

凡例	
変更前区域	[ ]
変更後区域	[ ]
道路中心線	—
大字界	- - -
小字界	- · - · -

鹿 児 島 県	
工事名	
路線名	3・4・11号 新町線
工事箇所	藤原市国分中央一丁目地内
作成種類	計画図
縮尺	縮尺 図示
図面番号	全 第 第 号